

中標津町保育士等養成 修学資金貸付のご案内

保育士養成施設等に修学し、将来中標津町内で、保育士や保育教諭として働く意思のある方を対象に、修学資金貸付を実施いたします。

卒業後、中標津町内の私立保育園・認定こども園等に常勤の保育士や保育教諭として就職すると、申請により修学資金は返還猶予となり、更に3年以上継続して保育士等として働いて頂くと、修学資金の返還が全額免除されます。

なお、保育士等以外の職業に就く予定の方は、ご利用頂けません。

対象者

次に掲げる要件いずれにも該当する方

- (1) 貸付の申請の日までに、中標津町内に住所を有し、若しくは有したことのある方又は町内の高等学校を卒業する方で、保育士養成施設（大学・短大・専門学校）等に在学、又は入学が決定している方（通信制を除く）
- (2) 保育士養成施設等を卒業後、中標津町内の保育園・認定こども園等で保育士や保育教諭の業務に従事しようとする方

募集定員

- (1) 令和5年度募集定員 2名
 - ・令和6年3月に保育士養成施設等卒業見込みの方 1名
 - ・令和7年3月に保育士養成施設等卒業見込みの方 1名
- (2) 令和6年度募集定員 2名
 - ・令和8年3月に保育士養成施設等卒業見込みの方 2名

貸付額

月額 5万円以内×保育士養成施設等の正規修学期間で最長2年間（120万円上限）

利子

無利子

連帯保証人

2名

返還

保育士養成施設等の修学課程修了後、町内の私立保育園等に常勤の保育士や保育教諭として勤務しない場合

なお、当該貸付金の貸付者に対し、中標津町で就職等の斡旋は行っていませんので、ご留意下さい。返還方法は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間として、期間内に全額返還していただきます。

返還の猶予

- (1) 保育士養成施設等の修学課程修了後、町内の私立保育園等に勤務する期間
- (2) 保育士養成施設等の修学課程修了後、町内で当該職種の求人がない、又は就職に至らなかった場合でも、引き続き町内の私立保育園等へ勤務を希望しているときは、貸付終了月の翌月から2年間で限度として返還を猶予します

返還の免除

保育士養成施設等の修学課程修了後、町内の私立保育園等に常勤の保育士や保育教諭として勤務し、その業務に従事した期間が3年以上に達したとき

受付期間

- (1) 令和5年度募集 **現在募集中（受付締切り～定員になり次第終了）**
- (2) 令和6年度募集 **令和6年1月9日（火）～令和6年2月29日（木）**

～お申込み・お問い合わせ先～

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目2番地

中標津町役場 町民生活部 子育て支援課 保育給付係

TEL0153-73-3111（内線230・231）✉kosodatehoiku@nakashibetsu.jp